

年 発 0 1 2 4 第 1 号
平成 3 0 年 1 月 2 4 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令」の公布について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第8号。以下「令」という。）が本日公布されたので通知する。

令において、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第343号）等の一部が改正されており、改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正の趣旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）が平成27年10月1日に施行され、公的年金の公平性を高めるため、職種ごとに分立していた共済年金制度と厚生年金保険制度を一元化し、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせることをとする等の改正が行われた。

これに伴い、共済年金の受給権者等に対する経過措置を規定する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（以下「平成27年厚年経令」という。）が併せて施行された。

今回の改正は、平成24年一元化法の施行後においてより公平性を高めるため、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定

による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）による退職年金又は減額退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権者であって、老齢厚生年金の受給権を有する者の当該老齢厚生年金の繰下げ申出について、複数の老齢厚生年金や退職共済年金の受給権を有する場合と同様の取扱いとすることなど、所要の改正を行うものである。

第二 令の内容

1 平成27年厚年経令の一部改正

- (1) 退職年金等の受給権を有する者であって、老齢厚生年金の受給権者であるものに係る当該老齢厚生年金について、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第44条の3の規定を適用する場合においては、退職年金等を同条第1項に規定する他の年金たる給付とみなすものとする。（第24条及び第83条関係）
- (2) 平成24年一元化法による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第84条の6に規定する拠出金の額の算定について、平成27年度における算定方法の特例に関する規定の整備を行うものとする。（第114条関係）

2 厚生年金保険法施行令の一部改正

改正後厚生年金保険法第84条の6に規定する拠出金の額の算定について、平成27年度から平成38年度までにおける算定方法の特例に関する規定の整備を行うものとする。（第8条の8関係）

3 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

- (1) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第3条第8号に規定する旧適用法人組合員期間（以下「旧適用法人組合員期間」という。）に係る障害共済年金の受給権者のうち改正後厚生年金保険法の障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にあるものが死亡した場合に、その者の遺族に遺族厚生年金を支給するものとする。（第17条関係）
- (2) 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る障害共済年金について、障害の程度の増進等により平成24年一元化法による改正前の国家公務員共済組合法の規定を適用する場合は、改正後厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級を用いるものとする。（第23条関係）

4 経過措置

- (1) この令の施行の日（以下「施行日」という。）において、退職年金等の受給権を有する者であって、平成24年一元化法による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金（施行日において受給権を取得した日から起算して5年を経過していないものに限る。）の受給権者である者が施行日以後に改正前厚生年金保険法第44条の3第1項の申出をしたときは、施行日の前日において同項の申出があったものとみなすものとする。（附則第2条第1項関係）
- (2) 施行日において、退職年金等の受給権を有する者であって、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金（施行日において受給権を取得した日から起算して1年を経過しているものに限る。）の受給権者である者が施行日以後に改正後厚生年金保険法第44条の3第1項の申出をしたときは、施行日の前日において同項の申出があったものとみなすものとする。（附則第2条第2項関係）

第三 施行期日

公布の日から施行する。

年 発 0 1 2 4 第 2 号
平成 3 0 年 1 月 2 4 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（ 公 印 省 略 ）

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令」の公布について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第8号。以下「令」という。）が本日公布されたので通知する。

令において、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年政令第85号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第343号）等の一部が改正されており、改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、貴管内各市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

記

第一 改正の趣旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）が平成27年10月1日に施行され、公的年金の公平性を高めるため、職種ごとに分立していた共済年金制度と厚生年金保険制度を一元化し、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせることをとする等の改正が行われた。

これに伴い、共済年金の受給権者等に対する経過措置を規定する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（以下「平成27年厚年経令」という。）が併せて施行された。

今回の改正は、平成24年一元化法の施行後においてより公平性を高めるため、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定

による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）による退職年金又は減額退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権者であって、老齢厚生年金の受給権を有する者の当該老齢厚生年金の繰下げ申出について、複数の老齢厚生年金や退職共済年金の受給権を有する場合と同様の取扱いとすることなど、所要の改正を行うものである。

第二 令の内容

1 平成27年厚年経令の一部改正

- (1) 退職年金等の受給権を有する者であって、老齢厚生年金の受給権者であるものに係る当該老齢厚生年金について、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第44条の3の規定を適用する場合においては、退職年金等を同条第1項に規定する他の年金たる給付とみなすものとする。（第24条及び第83条関係）
- (2) 平成24年一元化法による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第84条の6に規定する拠出金の額の算定について、平成27年度における算定方法の特例に関する規定の整備を行うものとする。（第114条関係）

2 厚生年金保険法施行令の一部改正

改正後厚生年金保険法第84条の6に規定する拠出金の額の算定について、平成27年度から平成38年度までにおける算定方法の特例に関する規定の整備を行うものとする。（第8条の8関係）

3 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

- (1) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第3条第8号に規定する旧適用法人組合員期間（以下「旧適用法人組合員期間」という。）に係る障害共済年金の受給権者のうち改正後厚生年金保険法の障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にあるものが死亡した場合に、その者の遺族に遺族厚生年金を支給するものとする。（第17条関係）
- (2) 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る障害共済年金について、障害の程度の増進等により平成24年一元化法による改正前の国家公務員共済組合法の規定を適用する場合は、改正後厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級を用いるものとする。（第23条関係）

4 経過措置

- (1) この令の施行の日（以下「施行日」という。）において、退職年金等の受給権を有する者であって、平成24年一元化法による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）による老齢厚生年金（施行日において受給権を取得した日から起算して5年を経過していないものに限る。）の受給権者である者が施行日以後に改正前厚生年金保険法第44条の3第1項の申出をしたときは、施行日の前日において同項の申出があったものとみなすものとする。（附則第2条第1項関係）
- (2) 施行日において、退職年金等の受給権を有する者であって、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金（施行日において受給権を取得した日から起算して1年を経過しているものに限る。）の受給権者である者が施行日以後に改正後厚生年金保険法第44条の3第1項の申出をしたときは、施行日の前日において同項の申出があったものとみなすものとする。（附則第2条第2項関係）

第三 施行期日

公布の日から施行する。